

平成24年7月11日 日本会議衆議院議員懇談会 勉強会 於衆議院第一議員会館

会長：衆議院議員たちあがれ日本代表 平沼 赳夫

司会：衆議院議員・自由民主党 下村 博文

基調講演者：京都大学名誉教授 市村 真一

司会 今日、国会はまったく休業状態、衆議院の方は臨戦態勢で地元に戻った方が多く、参議院は本会議に重なっているということで、予定よりも少ない人数でございますが、始めさせていただきますと思います。まず平沼会長からご挨拶をお願いいたします。

平沼 皆様方、おはようございます。朝 10 時から本当にご苦労様でございます。また市村先生には貴重な時間をおさき頂き、この場に来ていただき本当に有難うございます。

皇室典範の問題は、有識者会議の時からいろいろ問題が起こってありました。またゾロ、この野田内閣で女性宮家というような問題が出ておまして、これもいろいろな形で議論がされているわけでございますけれども、今日は市村先生からお話を承って我々も勉強させていただきたいと思っております。先生どうぞよろしくをお願いいたします。

司会 市村先生をご存知の方ばかりだと思いますが、一応ちょっとご紹介させていただきま。京都大学の名誉教授をされておられまして、今日は「宮家の継承並びに養子制度について」というテーマでお話をさせていただき予定でございます。ご著書には『試練に立つ経済大国』、『日本とアジア発展の政治経済学』、『社会主義から市場経済への移行』、『日本の教育をまもるもの』等々、たいへん幅広くご活躍をされ、また各分野で多くの著書も書かれている方でございます。

それでは、最初に市村先生から 30 分ぐらい話をさせていただいて、その後、質疑応答等させて頂ければと思います。先生どうぞよろしくをお願いいたします。

「宮家の継承並びに養子制度について」

市 村 真 一

市村 では、お話申し上げます。皇室典範を改正しないで今のまま行きますと、宮家が全部無くなる。天皇家は存続できましても、宮家は一つも無くなる。いったいどこに問題があり、どうすればよいのか、それが今日のテーマでございます。皆さんは、既にいろんな話をお聞きでしょうから、普通の事はお解りという前提で、難しい問題がどこにあるのか、をお話して、率直に私の所見を申し上げます。

先ず、お手元にお配りいただきました資料の中で「皇室典範改正の諮問事項に関する私の所見」という題の、裏表合わせて4頁の、ものがございます。これは内閣官房でのヒアリングの際に、私の提出したもので、それを御覧いただければ、私の意見の核心は御理解頂けます。その後、若干の重要な論点をはっきりしてきましたので、今日はそれを追加してお話いたします。時間が限られておりますので、早速問題の核心に入ります。

1. 問題の核心 宮家がなくなるという緊急課題

占領下に作られました現在の「皇室典範」には、重大なる欠点があります。その欠点に、本当は専門家も私自身ももっと早く気づくべきでありましたが、まことに申し訳ないことながら、

私自分も専門家も、皇室のことを憂う多くの方々も、気がつくのが実は遅かったのであります。問題の所在がはっきりしたのは、小泉内閣の有識者会議の時でした。それは、天皇家に現在の悠仁親王殿下がお生れになられる前、愛子様以外に皇位を継承するお方がおられない時でした。皇族の女子は、結婚されれば全部皇籍から離れられますから、皇位継承者が居ないという深刻な事態だと、皆気づいた。そこで、どうするかということで有識者会議が設けられた。その議論がいよいよ取り纏められる寸前に、親王殿下がお生れになるとわかり、一旦論議が停止した。しかし、その有識者会議の報告書が出され、それに付属して、宮内庁が作成しました立派な参考資料が配付されました。それを読みました多くの人々が、皇室には実はまだ解決していない問題がいろいろあることに気づいた。それが「宮家が無くなる」という問題であります。

宮家は、今すぐ無くなるわけではありません。若干の時間があります。皆そのことを考えてはいたのですが、宮家の内親王殿下や女王様が、だんだんと結婚適齢期になられた。このまま結婚されて、皆さんが次々と皇籍を離れられると、皇族が一人二人と減っていく。そこで、この宮家が無くなるという問題の緊急性を認識したのであります。私も、平成 17 年の終わり頃からこの問題に気づき、友人達と真剣に研究し始め、1年半ぐらい色々の歴史書や論文を勉強しまして、平成 21 年にだいたいの結論を得まして、意見を発表し始めました。それが宮内庁の方の目にとまりまして、ヒアリングに呼ばれたのかと思います。

2. 問題が難しい理由 伝統的考えの要請の矛盾

この問題がむづかしい理由はどこにあるか、と申しますと、宮家の場合でも、これから天皇家及び皇太子殿下のお家を「皇家」とお呼び申し上げますが、その皇家と宮家と両方について、家を継承する仕方に関する伝統的な原則や考え方がいくつかございます。その伝統的な考え方やルールを、全部守れるならば、問題がないわけですが、どれか一つが守れない、あるいは二つが守れないという時、どれを捨て、どれを重視するか、という問題が生じる。難しさは、そこにあります。例えば、皇位は男系男子が継承すると「皇室典範」第 1 条に書いてあります。その原則を守ろうにも、皇族に親王殿下が居られない。そこで一部の方は、男系女子でも、或いは男系でも女系でも、男女いずれでもよいことにしては、と考えた。しかし別な一部の方は、この原則を変えず、六十数年前に皇籍を離れられた皇族の御子孫の方の皇籍復帰を認め、その家の男子の方が皇位を継承されるべきだ、と主張された。ところが、この主張は、皇位継承者についてのもう一つの原則、即ち一旦皇籍を離れた皇族は皇族に戻ってはならないという、古来、尊重されてきた原則で、明治四十年の皇室典範増補の第 6 条に明記されている原則に反する。それを捨てない限りは、旧皇族のご子孫がもう一度皇族に戻ることはできない。それが、平成 17 年の状況でした。明らかに、当時の論争は、矛盾する 2 原則のどちらを重視するか、の問題でありました。

他の例を言えば、皇室典範は「男系男子」と言うが、国史上女帝はおられた。ですから女帝は絶対不可、とは言いきれない。しかし、もし皇室典範第一条を改正して、女帝を認めると、その女帝とお相手の間の皇子は、男系の男子にはならないから、天皇になれないという問題が生じる。それは、明治の皇室典範制定者の問題でもあり、また平成 17 年の有識者会議の問題でもありました。まだ他にも矛盾は起こるのです。

その矛盾ないし優先順位の問題をどう考えて答を出すのか、が難しいのであります。決して

一部の人が考えるほど、ある考え方で割り切れればよいような、簡単明瞭な問題ではありません。若干の方は、自分が望ましいと思う原則を非常に強く主張して、他を軽視するという態度を取っておりますが、そう単純化できぬことをこれから説明します。

まず我々は、歴史上今と似た困難な状況に直面した場合に、我々の祖先がどういうふうの問題を解決したかを慎重に調べ、その問題処理の考え方を真剣に学ばねばなりません。そして、もし歴史上にそのヒントがありますならば、それを尊重し、もしヒントがなければ、新しい制度すら工夫しなければなりません。即ち、我々が直面している問題は、そういう制度設計の問題でありまして、決して簡単に割り切って、これが絶対に正しい、これが絶対に間違いだというふうなものではありません。私が最初に皆さんに是非理解していただきたいと思うのは、この点であります。

私は、自分の力の及ぶ限り、信頼する友人に尋ね、専門の歴史学者にもいろいろ聞き、自らも真剣に考えました。私の能力の及ぶ限り考えました。決して問題は簡単ではありません。そして得た結論を、以下若干の所見として申し上げます。

3. 側室制度の廃止と養子の禁止

まず、我が国の皇統が万世一系であるということは、極めて極めて尊いことではありますが、それには、それを保証するいくつかの制度が付随しておりました。その最も重大なのは「側室制度」であります。昭和天皇は、大正9年に西洋を回って帰られまして、それを廃止することを決意されました。爾来、我が皇室には側室制度はなくなりましたが、宮家でも同様であります。そういたしますと、庶子はもう存在しません。それで、果たして皇家や宮家が家系として継続できるのか、が今の我々の問題であります。

それと、もう一つ問題があります。「皇室典範」は、明治の旧皇室典範も現行の皇室典範も、養子を禁止しております。天皇及び皇族は養子をしてはならない。現典範第9条であります。側室制度はなくなり、養子は禁止されているという形で、果たして家系が存続継承され得るのか、という問題であります。言うまでもなく、明治以前は、皇家も宮家も、しばしば養子を、様々な形式をとって、しておられます。

わが国におきましては、私の調べました限り、一つの家系が、庶子を認めず、かつ養子をしていないで、五代か六代続いたという例はございます。しかし、十代と続いた家はありません。例えば、岩崎家、岩崎弥太郎の孫の寛弥とは、非常に親しかったんですが、先年亡くなりました。彼は岩崎弥太郎さんの直系の孫で長男でありました。結婚しておりましたけれども、子供ができなかった。岩崎家はそこで直系は断絶であります。そこで弟さんの子供を養子にして、その方が岩崎家を継いでおられます。失礼でございますけれども、平沼会長さんのお家は、平沼元首相のご子孫でいらっしゃるけれども、それは養子で続いているわけであります。

もちろん、血筋ないし血統でつづくというのは、もう少し幅がありますが、家系が続くというのは、この直系の父子で続くということです。私の家は、滋賀県の出でございますが、祖父の父親は、その家の娘さんに野村という家から養子をとりまして、生まれたのが祖父と兄妹でございました。祖父の後、私の孫まで5世は、全部嫡出子でつながっておりますが、6世くらい続いたのが限界だという一例です。そこで養子をとる。従って、真剣に考えるべきは、まず養子という制度を何らかの形で認めない限り、家の存続、家を継承する家系、何々が続くこ

とは、殆ど完全に近いほど不可能だということです。

側室を認め、養子を認めるなら、十世でも二十世でも家系は存続できます。しかるに、今度の皇室典範改正の論議で、皆さんいろいろ提案されますが、養子を論じる方は殆どありません。ヒアリングの中でもありません。しかしこれが核心の一つでございます。

4．宮家には皇位継承の順位にあたる問題なし

更にもう一つ非常に大事な問題は、何々宮家という場合と天皇家の場合には大きな違いがあることです。天皇家には、次の天皇陛下にどなたがおなりなるかという皇位継承の順位という重大な問題があります。複数の御子孫がおられます時の皇位継承の順位は、皇室典範の最初に定められておるくらいであります。しかし宮家では、誰がお継ぎになるかは、一応皇位継承の順位に従うことになっておりますけれども、その問題の重要度は低く、あまり問題になったことはありません。すなわち、宮家は養子さえ認めますならば、その順位を天皇家の場合ほど徹底して考える必要はなく、宮家は存続するでしょう。従いまして、皇家の養子は非常に難しい問題を含みますけれども、宮家の養子はもう少し軽く考えてもよろしい。今は宮家の問題でありますから、宮家の養子を認めてよろしいと私は考え、そう提言したわけでございます。

5．女性皇族が当主の宮家を認める緊急性と傍系からの皇位継承の実情

そこで、内親王殿下が結婚されても、臣籍に降下されないで、宮家の当主となられることを認めてよいかどうかという問題ですが、私は認めてよろしいと考えております。そうしますと、その宮家に男性の殿下がお生れになりましても、皇室典範第1条がございますから、その方は皇位を継承する資格がありません。私は、それでもよいという考えです。

なぜかと申しますと、我が国の皇位は、天皇家の親王、あるいは御兄弟に継承されてきたのが殆どでございますが、そういう方が居られなくなって、そして、傍系の家、今でいえば宮家の男子が皇位をお継ぎになった歴史上の前例は、三つあります。三つしかありません。その三つとも、普通考えられているような継承の仕方ではありません。これは非常に誤解の多いところであります。

例えば、幕末の頃に、新井白石の提言等もございまして、伏見宮家と閑院宮家という二つの宮家がありましたが、後桃園天皇が若くして急死され、天皇家に男子がおられなくなりました。その時、閑院宮家にちょうど適齢の兼仁親王がおられまして、その方が天皇に即位されたのですけれども、その場合に、後桃園天皇の内親王殿下が生まれたばかりのベイビーがおられた。その方を将来お后(きさき)にするという約束が取り交わされまして、その親王が光格天皇におなりになった。次の天皇には、そのお二人の間の皇子がおなりになったんです。

また、史上よく知られておりますのは、継体天皇の例であります。しかし継体天皇の皇位継承の実情は、一般に言われていることとは、異なっています。その頃の我が国の歴史にはいろんな問題がございまして、雄略天皇とか武烈天皇とかいう方は、非常な功績もありましたが、同時に同族をたくさん殺された。そのために男子がいなくなった。そこで困られて、福井県から応神天皇の5世孫の男系男子の方を見つけてこられて、その方が天皇家をお継ぎになった、と普通は言われております。その通りなんです、ところが、その継体天皇になられた方のお妃は、実は前の天皇の皇女雄略天皇の孫で武烈天皇の姉か妹の手白香皇女(たしらかのひめみこ)でいらっしやいます。すなわち、今の状況で、悠仁親王殿下がお生れにならなかった時を

想定して申しますならば、さる内親王殿下のお相手を5世代前の皇族の御子孫の方を次の天皇にしたというようなものであります。また、奈良朝末期にもう一つの例がありますが、その時も同様です。

すなわち、我が国の皇統の継承におきましては、天皇の側だけを見ては片手落ちになりまして、お妃がどなたであったか、そしてそれはどういうふう決められたということまで見せんと、その皇位継承の姿が浮かびあがりません。これは微妙な問題でございまして、あまり原理主義的に考えず、当時の歴史状況をよく調べて、我々の祖先の考え方をよくよく吟味し、それに沿って我々も考えなければならないと思うのであります。

6. 明治40年の皇室典範増補と大正9年の皇族の降下に関する施行準則

次に、一般的に知られていませんが、明治四十年の皇室典範増補と大正9年の「皇族の降下に関する施行準則」という旧皇室典範の重要な修正の問題があります。ヒアリングの時、私は申しましたが、実は私自身も、宮内庁の報告書の参考資料を熟読する前は、その存在を知りませんでした。それで調べて、それに関するいくつかの論文を読み、友人の話聞いて、明治の皇室典範が、明治40年にかなり大幅に改定されており、後にその細則まで決められていることを知ったのであります。しかもそれは、皇族が皇籍を離れられるという重大事に関する規定であります。ヒアリングでは、一部の方がそれに触れられましたが、新聞雑誌上の議論では殆ど触れられておりません。だが、これは極めて重要な増補準則であります。今はインターネット等でも見ることはできますが、すぐ手に入らないので、コピーしてお配りしてございます。その内容を説明いたします。

「旧皇室典範」は、憲法と同時に明治22年に作られましたが、それが明治40年にかなり大幅に改訂された。たった18年後であります。今の皇室典範と比べますならば、はるかに慎重に作られた筈の明治典範が、それにもかかわらず、たった18年しかもたなかった。何故か。それは非常に重大な問題を見落としておったからであります。それは、皇族全体の人数をほぼどれくらいに、いかにして制御するかの問題であります。

実は、その問題には、「大宝令」以来、わが国では天皇家や側近の方々が十分に配慮されてきていました。大宝令では、皇族が皇族にとどまるのは、四、五世代と定められておりました。その間は、皇族にとどまられるけれども、その間に天皇家と縁組がなければ、その家の子孫の方々は臣下になるというルールであります。このルールは、大宝令の時代から当分の間は守られておりました。厳格には守られない時代もありました。けれども、皇族方がある世代を過ぎれば、あるいは直ぐにでも、臣籍に降下されることは、ずうと長く行われてきました。源氏、平家とか、皇別というのは皆そうした方々であります。そうして減らす方を制御しておった。江戸時代でも、皇族が増えますと、その方は出家されて、お寺の門跡などになられまして、皇族がそんなに増えないよう配慮されておりました。

その配慮が、明治初期の世襲宮家について、今詳しくは申し上げませんが、適用すべきルールの吟味が不十分だったのが、旧典範の不備でありました。そのため、明治時代に宮家が急増した。そこで、昔のように皇族の身分を離れる何らかのルールを作らなければならないということになった。すなわち、いわゆる世襲宮家として、江戸時代には伏見宮家及び閑院宮家が、徳川の御三家のごとく、天皇家の傍らに存在していましたが、宮家の御子孫が、世代の制限なく皇族にとどまる「永世宮家」という考え方は、古来の考えでけないと反省され、明治天皇の

御臨席の上で、当時の元老達が真剣に討議を重ねて定められた「永世宮家」の皇族の臣籍降下のルールが、明治40年の「皇室典範増補」であります。

それは、宮家が自発的に申し出て陛下がお許しになって華族に列せられるというルールでしたが、宮家が自主的にはなかなか申し出られず、皇族が増え続けた。そこで、「大宝令」式にできたルールが、大正9年の「皇族降下に関する施行準則」であります。それによれば、皇族は、明治の初めに宮家であった伏見宮家と閑院宮家と両家から分立された他の北白川宮・久邇宮等々の各宮家は、伏見の宮家の明治初年の親王を第一世と勘定して、それ以後、四代の間は宮家であるが、五代目は臣籍降下しなければならない。また各宮家で皇族の身分を継承するのは長子系のお一人だけあります。

従いまして、もし占領政策がなく、旧皇室典範のまま今日まで続いておりましたならば、旧宮家のご子孫の方々に、なお皇族であり得た方は、いま70歳、80歳のご老齢の生存者だけあります。もちろん、占領政策は、大正9年の施行準則よりももっと厳しく、昭和22年に直宮家以外の宮家を一挙に全部皇族を降りることを強制しました。実際は、皇室財産の国有化等やり、実質的に強制しまして、大正9年の施行準則は無効になっておりますが、大事な点は、明治大正両天皇と当時の元老が否定された「永世宮家」を復活継承してよいのか、であります。現在の「皇室典範」には施行準則にあたるものはありません。従って、現在の宮家は、みな永世宮家であるかのごとく設定されております。これは、当初の明治の皇室典範と同じで、今後検討すべき点であります。

他方、増やす方向での配慮、ないしは減らさない配慮が不足しております。具体的に言えば、三笠宮家には父宮様は御存命でいらっしゃるけれども、男子の親王が三人もおられました。しかし独身の桂宮様以外のお二人は既にお亡くなりになりました。このままで、現行の典範を改正しなければ、三笠宮家は断絶し、消滅します。いま仮に、同宮家の親王殿下のお一人に男子が何人かお生まれになっていたとしても、施行準則のルールは、各宮家を継承できるのはお一人だけです。高円宮家も男子がお生まれになっておりましたら、一人は継承されますが、二人おられても二人目は宮家の当主にはなれません。そういうルールを決めたのが、大正9年の施行準則であります。そういうルールは今の皇室典範には何もありませんが、新しいルールを考えるときは、増やす方向での配慮が要ると思われれます。女性皇族を当主とする宮家の承認は、そうした考えの一つであります。

先ほども申しましたように、皇族が増えすぎても、減り過ぎても困るわけでありまして。大正9年以前は、増えすぎ、今は減りすぎているのであります。その時にどうするのか、が今の問題でございます。

7. 宮家の数の制御の問題 平成の施行準則の必要

我々皆、皇室のことを一生懸命考えているわけでございますけれども、意見が分れますのは、男系男子のルール重視の方は、旧皇族のご子孫なら男系男子がおられるんだから、復帰を特別に認めれば万事解決するとお考えのようであります。女子は臣籍に降下されてよい、女性を当主とする宮家を認めない方がよい、といわれれます。

だが、それにどういう困難があるかの吟味が足りません。いろいろ困難があります。一番の問題は、どういう考え方で、古来「君臣の分義」と言われてきたルールを変更するのか、またその将来をどう見るのかであります。二番目の問題は、これが今回きりのことではない。すな

わち、皇族の存続、宮家の存続の制御のルールが要るということであり、その何世代までを宮家と認めて、何世代以後は臣籍に降下とするのか。また世代の勘定の仕方をどうするのか。男女の別をどう考えるのか、等々であります。昔の「大宝令」の四世代、五世代にあたるもの、大正9年の施行準則に当たるルールを詳細に議論しませんが、今の旧皇族を復活だけでは足りません。それでは皇室典範のしっかりした改正案にはなりません。それでは、すぐ行きづまります。

そこで私は、ヒアリングの時に、まずは皇族の数をゼロにしないための策として、女性の内親王殿下及び女王様を当主とする宮家の継承は認め得るようになってもらいたい。その宮家に殿下が生まれられても、天皇になれなくてもよい。宮家は極力減らさないという基本方針をまず決めましょう。そして、その旧皇族の方のご子孫に対する扱いについては、数年かけてルールを決めようという提案し、そこで二点が大事だと強調しました。

第一は、今日始めに、私が強調した養子を認めることです。そうすれば、宮家の次男も女子も、他の宮家の養子として宮家を継承できます。第二は、明治天皇及び昭和天皇の内親王殿下が降下せられている四宮家、即ち北白川宮・東久邇宮・竹田宮・朝香宮は、明らかに世襲宮家の中でも、現在の天皇家と近い関係があり、大正9年の施行準則の考え方を母系の方にも適用して考えれば、明治天皇から勘定しましても、四世代以内になる。先ず、明治天皇の内親王殿下、次に、例えば竹田宮家で考えますならば、終戦時の竹田宮様、私はよく存じあげておりましたが、その竹田宮様は二代目であります。従って、その長子系のお孫さんまでが四世で、皇族に留まれ得ます。昭和天皇の内親王殿下が降下されました東久邇宮家は、より近く、現在でも宮様であり得るのであります。

そのような平成の準則を定めますならば、女性皇族を当主とする宮家のほかに、男子を当主とする宮家があり得ることになる。そのような示唆を私は提言し、旧宮家の子孫の皇族復帰問題には、そこで線を引くようにと示唆申し上げました。

8. 慎重に論議すべき皇位継承の順位の問題 継続した調査会の必要

しかしなお、これに関係するいくつか難問があります。それは、既に申した皇位継承の順位等であります。宮家の場合は、それがありませんので、養子を認めれば解決します。もちろん、それは「皇室会議の議をへて」でなければなりません。この時の承認や推薦の内容については、慎重に考えねばなりません。ここでは立ち入らないことに致します。ともかく、第九条を改正する必要があります。

しかし、天皇家に関しましては、皇位継承の順位という問題がございますので、宮家の継承がこれと関係する場合の問題は、数年かけて討論しなければなりません。それをいいかげんにしますと、過去の不幸な経験、例えば、壬申の乱のようになる危険があります。皇位継承の順位は、今の皇室典範の決め方では不十分なのです。はっきり言いまして今のルールでは決められない場合が多いのです。その傍系へ移る順位は、天皇陛下の前へ前へと遡って、過去の天皇の皇位継承の順位が天皇の次であったお方から子孫へと下がってきて順位の高い方に決めるわけですが、昔は側室もあり、臣籍への降下があり、養子などがあって、容易に決まらない。三代か、四代ぐらいならともかく、二百年も百五十年も前では、とても解らないことが多く、決められません。だから、典範増補や施行準則のように、永世宮家をやめなければならぬと、明治・大正の両天皇もお考えになったんだと拝察します。今の皇室典範には、こうした問題点

があります。

ですから、どうしても数年かけて、過去の歴史もよく知っている人を含む専門家が、真剣に議論して、緊急対策以上の改正を審議せねばなりません。小泉内閣の時の有識者会議は、宮内庁の参考資料が示したような多年の調査研究の成果を踏まえていましたが、会議の審議は軽く且つ急ぎすぎで、無理がありました。聞けば欠席者も多かった由です。手続きも不備でした。皆さん、憲法や皇室典範を扱うのは、もっと厳粛であってほしい。涙がこぼれます。憲法・皇室典範は国の基本法です。日本は君主国です。その過去に詳しい人は居ます。ヒアリングに呼ばれなかった人でも、立派な方はまだ多い。そういう方を迎えてほしい。女性宮家の先例なしと皆言っていました、そうじゃない。歴史の上にポツリポツリと例はあることはある。ですから、専門家に真剣な議論をしてもらいたい。更に非常にシャープな頭を持っている人が、真剣に討議して、叡智を結集して、新しい「皇室典範」を作らなければならない。それには時間がかかります。

さっきも申し上げましたように、明治の「皇室典範」でさえたった18年しかもたなかった。何故18年しかもたなかったか、それは当時の状況下で、どういうことが将来起こりうるかということの見透しが甘かったからです。明治に「皇室典範」を準備しております時の記録を、私もかなり読みましたが、外国人のアドバイザーは、「女帝を認めなくてもいいんですか、男系男子というけれど女系はどうなんですか、外国では皆それを認めてますよ、認めておいた方がよいんじゃないですか」と、例えば、シュタイン博士その他、数名の方が言っている。だけど、「日本には女帝はいましたけれど、女帝は結婚していません、もし女帝を認めたら、その方が結婚された時の子供さんが」どうのこうのと言って、それを退けた。だけど、あつという間に、たった18年後に行き詰まってしまった。宮家が増えすぎた時という古来周知の事態を見落とした。初歩的ミスと言わねばなりません。

同じ問題が、今の皇室典範にもございます。どうか皆さん、簡単に考えないで下さい。まず、緊急なことをやって、そして、数年かけて専門家の意見をしっかり聞いて、そしてその意見を公表して、これが大事なんです、公表しなきゃいけません。今は、国民が全部関心を持ち、さすがに極端な天皇制打倒論者はごく少ない。だから、それを皆でしっかり見つめましょう。日本国民の大多数は、日本の将来を憂いている真剣な国民だと確信しますので、そういう人達に意見を問うて、その意見を集約して、国会議員の過半数が賛成すれば、憲法も皇室典範も決められるんじゃないかなと思うんです。

それにはどうしても時間がかかります。3、4年と思います。私は、私の意見が絶対正しいなどとは思っておりません。いろんな方の意見を聞いて、そしてより良い意見をというふうに、集約して、誠心誠意を込めて意見を集約していけば、私は妥当な「皇室典範」ができるし、やがては憲法と一緒に、本格的改正ができると確信しております。以上です。

質 疑 応 答

司会 市村先生、ありがとうございました。それでは残り時間少なくなりましたが、ご意

見ご質問等あれば伺いたいと思います。

A 今日貴重な話を有難うございました。これまで、ともすると我々は、女性の宮家是非そのものを、比較的理念的な問題として議論していましたが、今日先生のお話で、どちらかという実務的だとわかりました。確かにおっしゃる通り、女性宮家を一切認めなかった場合、適齢期の女性皇族達がみんな結婚されると一つも宮家が無くなってしまふ、これは確かに仰る通り、喫緊の問題として考えなければいけない。そういう意味で、先生のご提言は非常に重いものだと思わせていただきました。

その上で、ぜひ今の政府の検討状況について先生のご意見をお伺いしたい。今政府は女性宮家の創設に先行をして、ご結婚をされた内親王殿下等に称号を引き続き使用させると、まあ実は、我々もそれにはある程度理解を示していたわけですが、先生のご意見ですと、こういうのは弥縫策で本質的な解決策ではない、というお考えになるのかな、と思うんですけども、そこを確認させていただきたいのが一点です。

そして先生がおっしゃる通り、宮家を減らさないということで特に国民の理解を得られる部分について、存続をさせるとして、本当にそれで、養子ということ先生に仰いましたけれども、その環境をどれだけの時間をかけて検討するのかというところが、なかなか青写真として見えない。というのは、やっぱり国民の意識の変化が非常に激しいので、時間じっくりかけてやればやるほど、私達が、これまで特にこの会合で検討してきた伝統に対する考え方が、大きく変わってしまうんじゃないか。

また、審議会というのは、ともすると役所の良いように操作をされがちで、先生が仰ったように、委員の方々はよく欠席しますし、そして委員のピックアップによっては、とんでもない方向に誘導されたりする。だからやっぱり我々がしっかりした結果を保っている間に、集中的にしっかりと検討すべきじゃないかと思えます。時間的な、検討期間について、もう少し具体的に是非先生のご意見を伺いしたい。以上お伺いいたします。

市村 黒田清子内親王殿下を念頭におきまして、称号を与えて皇族としての活動をご援助いただくことについては、私もこの間のヒヤリングでは賛意を表しました。ただ、それをさえやれば、女性を当主としての宮家を認めない方が良いと言った人、例えば櫻井よしこさんもおられますが、私はその考えは不十分だと思います。つまりそれは両方ともやる。要するに宮家のゼロになることが、今の問題なんで、皇族活動をやる人がいなくなる、少なくとも困るのはその結果です。それは宮内庁の問題提起が悪かった。それが証拠に、彼らも、質問の最後の方で、宮家の数はどれくらいが良いですか、と訊いています。

真の問題は、活動のレベルじゃない。宮家というのは、要するに天皇陛下のご親戚なんですから、身をもって助ける人達なんです。何も大宅壮一が言いましたような、血のスペアってのだけじゃないんです。

百二十何代の我が国の皇統の歴史の中で、宮家の方から入って天皇を継いだというのは三例です。たった三例です。だからその二千年の中で3回あるくらいの確率のことだけが、宮家の役割ではないんです。天皇家のご親戚というのは、もっともっと天皇陛下を助ける人達なんです。そのことが一つとです。

それから、おっしゃるように、非常に時間を掛けてやりすぎではいけません。まずとにかく、女性を当主とする宮家を認めて、皇位継承の問題をちょっとそっと置いて、そして、数年、

私はだいたい三、四年とっていますが、そうヒアリングの時申しました。やはり、この養子の問題を決着させなければいけないと思います。もう一遍繰り返して言いますが、養子を認めないでは、いかなる家系も存続できません。ある夫婦に子供が生まれなかったらおしまい、明らかです。子供が生まれない家族っていっぱいいますよ、世の中。私は五人兄弟の一人なんです。そのうちで子供が全然生まれなかった妹が一人、女の子しか生まれなかったのが二人。私と弟に男の子が生まれた。これがだいたい世間の確率です。これを延長してみたら明白です。養子がなかったら、どの家も全部断絶です。

皇室ご自身も、今まで庶子が半分、そしてしばしば多様な形式での養子制度を活用されてきました。世襲宮家でも、庶子は皇家よりずっと多い、しばしば養子で継承されているんです。実子だけでつながってる家なんてありません。ですから、それを禁止したのが、両皇室典範の大きな問題点なんです。それは家系存続の原理原則に反した要求です。家の継続を尊重するわけでしょう。天皇家の皇統が続くことを祈願するんでしょう。皇位継承の問題と養子は密接に関係します。皇位継承の順位を決めることは、言わば、養子のとり方を決めているようなものです。そこのところはもっと徹底的に考えなきゃいけない。ただ皇位継承の問題は、皇室典範の本格的改正の時にやることです。数年ではできません。

司会 ありがとうございます。養子の定義をちょっと確認させていただきたい。先生のおっしゃるには、側室が無く、養子が無くなったことによって、宮家の存続と、そもそも皇室の存続、男系男子の存続が危うくなっている状況だということですね。この養子は、旧宮家の男系男子の方が対象になるということによろしいのでしょうか。

市村 そこが議論しなきゃいけないところですが、私の一応の考えを申しますと、天皇家の場合と宮家では異なりますが、皇族の方を養子にするというのならば問題がないと思います。例えば、常陸宮家に子供さんがありません。秋篠宮系にお嬢さんが二人あります。一人の方は、秋篠宮家を継がれるでしょう。もう一人の内親王殿下を、あるいは別の宮家の女王様を養女にされるのは問題はない。ただ、旧皇族の方のご子孫の方は、皇族ではありません。しかしながら皇族に準ずるべき、元皇族のご子孫ですから。内親王や女王のお相手としてでなく、その方自身を皇族の養子として認めるのには、「皇族会議の議をへる」だけでなく、特別の手続きないし処置が定められねばならないと思います。私の言う「平成の準則」によって、昭和天皇の内親王が降下せられ宮家の子孫の皇籍復帰を認めて居れば、問題なく、養子にできます。私は決めてほしいんですけどもね。ただそれだけの法手続が要ります。それは特定の人だけをピックアップするのではなく、ルールを決めなければいけない。そこは議論になるでしょうね。

B 今の先生のお話、ちょっと確認したいのは、そうしますと養子は女性でも OK ということなのかという点が一点、それから、もし養子を認めた場合に、例えば皇太子のところに養子を認めれば、養子とそれから秋篠宮家の悠仁殿下と、養子を認めた場合の皇位継承の順位はどうなるのかと。それからその女性宮家を認めた場合、その配偶者も皇族でそのお子様も皇族で、ということになって女系を認めるということに繋がるのではないかと思います、そこも OK ということなのかということもちょっと。

市村 今、おっしゃった問題は幾つかの大切な問題とつながっております。養子に取るのは男子だけに限らないと思います。養子は女子を、秋篠宮の内親王殿下をどこかの宮家が養子に取られるということは、支障がないと思います。しかし、その方が結婚せられる時に、そのお相手の問題がございます。これには、一つは法律、「皇室典範」の問題と、実務を処理するという問題とが絡みます。私はヒアリングの中に明記しておりますけれども、女性を当主とする女性宮家は認める、認めなければいけないと思っておりますが、しかし、そのお相手をどなたにするかということについては、万全の配慮が必要であるということを書いております。その「万全の」という意味は、誰でも良いというわけにはいかんという意味です。それは、できるだけ、その方が、例えば、旧宮家のご子孫の男性であるというようなことが、極めて望ましいと考えています。先程申しましたように、傍系から天皇陛下になられた方のお后は、必ず天皇陛下の内親王殿下と結婚している。過去の三例は、全部。我々の祖先はそういうふうにして血統の融和を考えてきた。これが日本人の考え方だと思います。その一点を崩さないようにしたいものです。それを法文化できないかもしれない、法律の文章で工夫できましようが、難しい。けれども、我々が確信さえ失わなければ、そういうことは実現することはできるのではないのでしょうか。だから、そこが、何というか、この問題の核心にあるわけです。何とか原理とか、血統主義とね、そういう言葉を極力使わないで、実質、何を考えているのかということをよく睨んで、我々の間の意見を一致させ実現させないといけません。一致点は必ず見つけられると思うんです。

皇位継承の順位の問題は、今日は議論しません。慎重に語らねばなりませんので。

ちょっと話中断で恐縮ですが、時間をとりません。私のごくごくを親しい人類学者で坪内っていうのがいるんです。京都大学教授で、甲南女子大学の学長をして去年引退した人です。人類学者として第一級の人です。「離婚」という本を書いています、彼に、君主制の将来をどう思うかと聞いたんです。そしたら、「先生ね、先生の気持よく分るんだけど、君主制というのはもう無理なんじゃないですか」と言うんです。「なんでだ」って言ったらね、「一夫一婦のままで、たとえ養子を認めても、ずーっと子供さんがね、続いていくことは難しいです、外国の例を見ているとね、殆ど続きませんよ」と、言うんです。

名門の家が長く続く例は、日本でさえ少ないですよ、ホントに。だから、皇室は本当に奇跡的なんです。その奇跡をどうやって続かせるかに関しては、我々はよっぽど注意深く、もうなんていうかなあ、ガラス玉を守っていくような気持でいかんとね。厳しいことなんか言ったらあきません。私は基本的には楽観論者ですが、そこら辺がちょっと心配でね。ずーっとこの問題に関しましては、楽観はできないと思ってるんです。

三笠宮家なんか、男の方が三人居られた。いま居られるのはお嬢さんばかりなわけです。お嬢さんに養子を認めない、ということは、三笠宮家は断絶するじゃないですか、かたくなに男系のみを主張している方は、それでよいといわれるのでしょうか。現にいま残っている皇族がおられるのに。勿論、今の事態は確率的には非常に低いことが起こっているのです。しかし二千年の間に確率の低いことを放置して、一ぺんつぶれたらもうお終いですからね。だからかなり安全圏をとって物を考えていかないと。だから気に入らんことがあるでしょうけれども、それでもやるぐらいの覚悟をしておかないと、今の事態は乗り切れないと思います。

司会 男子男系、簡潔に、

C 悠仁親王殿下が、将来ご結婚されてお子様が生まれるまでに、かなりの時間が必要ですが、女性宮家は必ず全部認めなくてはいけないのか。おそらく国民は、今の財政が非常に厳しい状況の中で、女性宮家を全部認める制度改正となると、それに反発がある可能性がある。

市村 女性皇族の継承を認めるといっても、各宮家 1 人です。皇太子家は、愛子内親王様が結婚されてそれをお継ぎになると、お相手の男子の方と一宮家をおつくりになる。秋篠宮家は、悠仁親王殿下が天皇になられ、宮家を継がれるのは二人の内親王のお一人です。もうお一人はどこかの養子に行かれるかどうか、それはまあ分からない。そうしますと常陸宮家はもともと子供さんないんだから断絶する確率が高い。養子を取られればつながる。三笠宮家を継がれるのはお一人です。だから、愛子内親王の流れと秋篠宮家の流れと三笠宮家の三つができるだけです。それに、私が言うような内親王殿下が降下されたような竹田宮家とか東久邇宮家とかの復籍が、仮に認められても、そこにもう二つか三つの系列ができ、六つぐらいできるわけです。それが現在のところ一番妥当な線ではないか。財政負担を心配する数ではありません。

司会 まだまだお聞きしたいところがございますが、時間の関係でこの辺で終わらせていただきます。
(終り)